

(3) 管外旅費の支給事務等の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
和泉保健所	<p>平成25年度において約10件の管外出張（宿泊を伴うものも含む）があったが、そのうち3件について復命書の提出がなされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="587 541 1299 856"><thead><tr><th>出張内容</th><th>旅行日</th></tr></thead><tbody><tr><td>日本公衆衛生学会近畿地方会等</td><td>平成25年5月30日～同月31日</td></tr><tr><td>日本公衆衛生学会総会</td><td>平成25年10月24日</td></tr><tr><td>全国保健所長会研修会</td><td>平成26年1月30日～同月31日</td></tr></tbody></table>	出張内容	旅行日	日本公衆衛生学会近畿地方会等	平成25年5月30日～同月31日	日本公衆衛生学会総会	平成25年10月24日	全国保健所長会研修会	平成26年1月30日～同月31日	<p>【是正を求めるもの】 大阪府庶務規程第29条の規定に違反している。 復命書の作成の必要性について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1359 541 2012 1245" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【大阪府庶務規程】 (復命) 第29条 出張した職員は、用務が終わったときは速やかに帰庁し、復命書を提出しなければならない。ただし、軽易な事項については口頭で復命することができる。</p><p>管外出張等に係る復命について（通知）（平成10年3月24日付け人第540号） 1 職員が管外へ出張した場合又は管内で宿泊を伴って出張した場合（大阪府防災・危機管理当直実施要綱に定める宿直のために管内で出張した場合を除く。）には、大阪府庶務規程第29条ただし書に規定する軽微な事項には当たらず、復命書を提出しなければならないことにする。</p></div>	<p>3件について、出張した職員から復命書の提出があった。 今後このようなことがないように、復命書の作成及び保管を確実にするよう、平成27年1月に幹部職員を通じ所属職員に再度周知徹底した。 また、復命書を作成、供覧後、復命書の表紙の写しを管外旅費の精算書類に添付することにした。</p>
出張内容	旅行日										
日本公衆衛生学会近畿地方会等	平成25年5月30日～同月31日										
日本公衆衛生学会総会	平成25年10月24日										
全国保健所長会研修会	平成26年1月30日～同月31日										

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
泉佐野保健所	<p>管外旅費について、旅費の確定後、30日以内に精算が行われていないものが3件（3名）あった。</p> <table border="1" data-bbox="421 575 1371 919"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定保健師等研修会</td> <td>平成25年5月31日</td> <td>3,620円</td> <td>平成25年9月26日</td> </tr> <tr> <td>指定保健師等研修会</td> <td>平成25年5月31日</td> <td>2,540円</td> <td>平成25年9月26日</td> </tr> <tr> <td>国立感染症研究所での研修</td> <td>平成25年8月4日～同月7日</td> <td>52,740円</td> <td>平成25年9月26日</td> </tr> </tbody> </table>	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日	指定保健師等研修会	平成25年5月31日	3,620円	平成25年9月26日	指定保健師等研修会	平成25年5月31日	2,540円	平成25年9月26日	国立感染症研究所での研修	平成25年8月4日～同月7日	52,740円	平成25年9月26日	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第47条の規定に違反している。 概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>監査受検後の直近の所内幹部会議において監査結果の概要を報告し、概算払を受けた旅費の精算事務について、全職員への周知徹底を図った。 今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日																
指定保健師等研修会	平成25年5月31日	3,620円	平成25年9月26日																
指定保健師等研修会	平成25年5月31日	2,540円	平成25年9月26日																
国立感染症研究所での研修	平成25年8月4日～同月7日	52,740円	平成25年9月26日																

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																																																				
こころの健康総合センター	<p>1 支出命令者は、管外旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算させなければならないが、概算払いを受けた者が精算を行わず、支出命令者が本人に確認したうえで、30日を超えて精算を行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 575 1581 1045"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修出席</td> <td>平成25年6月13日～14日</td> <td>36,120円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>研修出席</td> <td>平成25年6月26日～27日</td> <td>36,740円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>ひきこもり地域支援</td> <td>平成25年7月23日</td> <td>29,240円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>研修出席</td> <td>平成25年8月19日～22日</td> <td>53,280円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>平成25年10月24日</td> <td>5,840円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>研修出席</td> <td>平成25年10月24日</td> <td>6,060円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>精神医療審査会</td> <td>平成25年10月26日</td> <td>28,340円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>精神医療審査会</td> <td>平成25年10月26日</td> <td>28,780円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>研修出席</td> <td>平成25年11月4日～6日</td> <td>44,680円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> <tr> <td>会議出席</td> <td>平成25年11月11日</td> <td>28,020円</td> <td>平成26年1月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 管外旅費の確定後30日を超えて精算を行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 1205 1581 1293"> <thead> <tr> <th>出張内容</th> <th>旅行日</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研修出席</td> <td>平成25年8月26日～30日</td> <td>59,980円</td> <td>平成25年10月24日</td> </tr> </tbody> </table>	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日	研修出席	平成25年6月13日～14日	36,120円	平成26年1月22日	研修出席	平成25年6月26日～27日	36,740円	平成26年1月22日	ひきこもり地域支援	平成25年7月23日	29,240円	平成26年1月22日	研修出席	平成25年8月19日～22日	53,280円	平成26年1月22日	その他	平成25年10月24日	5,840円	平成26年1月22日	研修出席	平成25年10月24日	6,060円	平成26年1月22日	精神医療審査会	平成25年10月26日	28,340円	平成26年1月22日	精神医療審査会	平成25年10月26日	28,780円	平成26年1月22日	研修出席	平成25年11月4日～6日	44,680円	平成26年1月22日	会議出席	平成25年11月11日	28,020円	平成26年1月22日	出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日	研修出席	平成25年8月26日～30日	59,980円	平成25年10月24日	<p>【是正を求めるもの】 大阪府財務規則第47条の規定に違反している。 概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 (1) 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>	<p>会計局実施の会計事務研修への参加や職場内研修を実施し、概算払を受けた旅費の精算の必要性や手続の重要性の周知徹底を図った。 今後も、適正な事務処理に努める。</p>
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日																																																				
研修出席	平成25年6月13日～14日	36,120円	平成26年1月22日																																																				
研修出席	平成25年6月26日～27日	36,740円	平成26年1月22日																																																				
ひきこもり地域支援	平成25年7月23日	29,240円	平成26年1月22日																																																				
研修出席	平成25年8月19日～22日	53,280円	平成26年1月22日																																																				
その他	平成25年10月24日	5,840円	平成26年1月22日																																																				
研修出席	平成25年10月24日	6,060円	平成26年1月22日																																																				
精神医療審査会	平成25年10月26日	28,340円	平成26年1月22日																																																				
精神医療審査会	平成25年10月26日	28,780円	平成26年1月22日																																																				
研修出席	平成25年11月4日～6日	44,680円	平成26年1月22日																																																				
会議出席	平成25年11月11日	28,020円	平成26年1月22日																																																				
出張内容	旅行日	旅費支給額	精算日																																																				
研修出席	平成25年8月26日～30日	59,980円	平成25年10月24日																																																				